

スキミングによる偽造キャッシュカード等での犯罪事例 2

【ケース 1】 銀行の店舗外に設置されているATMを使用したら・・・

(年齢不明 被害者多数) ATMにスキミング機(小型読取装置)・小型カメラが取り付けられていた

お客さまが商業施設で買い物をしているとき、その施設に設置されたATMで、自分が利用している銀行のキャッシュカードを使って預金を引き出した。

しかし、そのATMのカード挿入口には、カードをスキミングするための小型読取装置が取り付けられており、磁気記録情報が盗み取られた。

また、ATMコーナーにも暗証番号を入力している手元を隠し撮りするために、気が付かない位置に小型のビデオカメラが設置されており、お客さまが暗証番号のキーを押している手元を隠し撮りされていた。そのため、後日、偽造されたキャッシュカードと、隠し撮りされた暗証番号により、不正に預金が引き出されてしまった。

【このケースの特徴】

- ・ATM自体にスキミングの読取装置を、ATMコーナーに小型カメラを設置し、お客さまのカードを詐取することなく、カード情報および暗証番号を盗み取ることで犯行を行います。
- ・利便性向上のため、ATMはその銀行のカードだけでなく、提携金融機関のキャッシュカードやクレジットカード(キャッシング)でも利用できることが多いので、1 台のATMで被害が発生した場合でも、影響は複数の金融機関におよぶこともあります。
- ・キャッシュカードやクレジットカード自体は盗まれていないことから、発覚が遅れる場合が多いです。